

提 言 書

~河南町協働のまちづくりの推進~

河南町協働のまちづくり推進会議

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	かなんまちづくり基本条例についての意見に関すること・・・・	2
	（i）かなんまちづくり基本条例の改正案・・・・・・・・	2
	（ii）かなんまちづくり基本条例の逐条解説の作成・・・・・・・・	5
3	協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること・・	6
4	河南町協働のまちづくり推進会議の開催状況・・・・・・・・	7

1 はじめに

私たち「河南町協働のまちづくり推進会議」（以下「推進会議」）といいます。）は、河南町協働のまちづくり推進会議規則の規定に基づき、学識経験者1名、町議会議員2名、地域コミュニティ団体2名、公募委員4名、町職員1名で構成し、下記の事項について、調査、審議し、意見を述べる機関として町長の委嘱をうけ、組織されました。

- (1) かなんまちづくり基本条例（平成26年河南町条例第1号）についての意見に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。

かなんまちづくり基本条例は、平成24年7月から11回開催された「河南町協働のまちづくりを考える懇話会」の報告書を受け、平成26年4月1日に施行されました。

この推進会議では、平成30年8月から4回の会議を通じて、協働のまちづくりの取り組み状況等を確認し、今後、より協働のまちづくりを推進するために必要な事項について、意見交換を行いました。

今後、推進会議の提言をもとに、条例の改正や逐条解説の策定がなされるとともに、協働のまちづくりを推進しやすい環境が整備されることにより、協働のまちづくりが活性化され、誰もが住みたいと思うまちが実現されることを期待します。

平成31年3月29日

河南町協働のまちづくり推進会議

会長 若生 謙二

2 かなんまちづくり基本条例についての意見に関すること

(i) かなんまちづくり基本条例の改正案

平成26年4月1日に施行された「かなんまちづくり基本条例」について、施行されてからの5年間の協働のまちづくりの取り組み状況等を振り返り、この条例が現状にふさわしいものとなっているか、以下のとおり意見を出し合いました。

第2条（定義）について

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 住民とは、町内に住み、働き又は学ぶ人並びに町内で事業活動その他の活動を継続して行う人又は団体をいいます。
- (2) 町とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいいます。
- (3) コミュニティとは、住民が手を取り合い、安心して生活できる地域社会を実現するため、互いに尊重し、助け合うつながりをいいます。

■提言

第2条では、この条例における用語の意義を定めています。まちづくりの主体となるのは、住民、議会及び町ですが、議会についての用語の意義が定められていないため、定める必要があると考えます。

■改正案

第2条第1号と第2号の間に、次の号を追加する。

- (2) 議会とは、直接選挙で選ばれた議員で構成する機関をいいます。

第6条（議会の役割）について

（議会の役割）

第6条 議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する意思決定機関として、施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとします。

2 議会は、住民に積極的な情報提供を行うことにより、分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとします。

■提言

議会の役割については、多くの意見が寄せられました。各委員からの意見を集約すると次のような2点であり、今後、町で検討していただく事項とします。

1. 第6条第1項の「議会は、意思決定機関である」という解釈は、法律において規定されておらず、議会がすべての意思決定を行うと捉え兼ねないため、憲法に規定されている「議事機関」や「議決機関」といった文言に改める。

また、地方自治法第96条に定められた議会に権限のある議決事件や、議会の法律的性質である「合議制機関」、「意思決定機関」、「内部的機関」について、逐条解説で説明する。

2. 第6条第1項の「意思決定機関」は、議会に対しての責任を強調して書いた言葉であるため、改める必要はない。逐条解説において、地方自治法第96条に定められた議会に権限のある議決事件についての意思決定を行っていることを記載する。

第10条（住民参画の推進）について

（住民参画の推進）

第10条 町は、住民がまちづくりに参画する機会が保障されるよう多様な住民参画の仕組みの整備に努めるものとします。

2 町は、まちづくりに必要な能力を有する人材の確保及び育成を図るものとします。

3 町は、住民参画の推進にあたっては、公平性及び中立性の保持に配慮するものとします。

■提言

まちづくりを行うにあたり、生産年齢人口の減少や住民の高齢化などにより、人材の不足、育成の課題があります。

住民参画の推進は、町だけが推進するものでなく、住民も推進する必要があると考えます。

■改正案

第10条第2項中「町は、」を「町と住民は、」に改める。

町と住民は、まちづくりに必要な能力を有する人材の確保及び育成を図るものとします。

第22条（条例の見直し）について

（条例の見直し）

第22条 町は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲で住民の意見を聴き、この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとします。

■提言

今回の推進会議だけでなく、今後もこの条例について、住民が意見を述べる場が必要であると考えます。

■改正案

第22条 町は、この条例の施行の日から5年を超えない期間毎に住民の意見を聴き、この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとします。

住民投票について

■提言

住民投票については、かなんまちづくり基本条例案が議論された「河南町協働のまちづくりを考える懇話会」で活発に意見交換がなされ、地方自治法第74条の条例の制定請求により住民投票条例の制定請求ができるということで、条例には明記しないという結論に至りました。

条例制定から5年を経て、住民参画がまだまだ少ないという意見があり、まちづくりの主役である住民は、住民投票の実施を請求するという住民が意思表示できる権利があることを知ること、町政に興味を持ち、まちづくりに参画するきっかけになると考えます。そのため、より住民参画を推進するには、基本的な考え方やルールなどを定めたこの条例に、住民投票の実施を請求することができるという住民の権利を明記することが必要であると考えます。

(ii) かなんまちづくり基本条例の逐条解説の作成

■提言

この条例は、「住民が主役」となるまちづくりを実現していくための基本的な考え方やルールを定めたものであり、住民の方にわかりやすいものでなければなりません。そのため、わかりやすく解説した逐条解説の作成が必要であると考えます。

3 協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること

住民の皆さんが積極的にまちづくりに参画できるよう、より協働のまちづくり推進するためには何が必要かについて、意見を出し合いました。

公聴制度の充実について

■提言

まちづくりへの参画として町政に意見や要望をしても回答がもらえない、若者や女性が意見しづらい環境であるとの課題がありました。

町政に対して、ホームページもしくは紙媒体、あるいは双方で多様な世代が手軽に意見することができ、町から意見に対する回答を迅速かつ明確に示していただく仕組みとして「目安箱」のような公聴制度が必要であると考えます。また、提出した意見及び意見に対する町の回答が公開されることにより、住民側に住民参画の実感が得られ、まちづくりへの雰囲気醸成されることが考えます。

4 河南町協働のまちづくり推進会議の開催状況

回数	日程	テーマ
第1回	平成30年 8月17日（金）	委員委嘱及び会長、副会長の選出について 協働の取組状況について（町・議会・住民）
第2回	平成30年 10月26日（金）	主な協働の取り組みについて （河南町の昼間、夜間の人口構成について） かなんまちづくり基本条例策定の経過について
第3回	平成31年 2月22日（金）	逐条解説について 住民投票について
第4回	平成31年 3月25日（月）	逐条解説について 住民投票について 住民参画の推進について かなんまちづくり基本条例の改正について